二　許可又は起業の認可を申請すべき期間
　平成二十三年十二月十五日から平成二十四年三月十五日まで
備考
　1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年三月二十日から平成二十五年三月十九日までとする。
　2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることができる。
一　農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて漁獲量の限度を定めたときは、これを超えてさけ・ます類を採捕してはならない。
二　前号の漁獲量の限度について、農林水産大臣から送付を受けた書類は、これを船内に備え付けておかなければならない。
三　農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて操業区域のうち別に定めて通知する区域においては、別に定めて通知する期間、操業してはならない。
四　海中に敷設する流し網の長さは、十二キロメートル以下でなければならない。
五　流し網の網目の結節から結節までの長さは、四十五・五ミリメートル以上でなければならない。
六　漁網は、海中に投棄してはならない。
七　漁具には、船名を表示するとともに、海中に敷設する網の両端には水面上一・五メートルの高さに赤及び黒それぞれ一枚の標旗を設置し、また、夜間においては、流し網の両端に赤灯を設置しなければならない。
八　当該許可に係る船舶の船橋の周囲を一メートルの幅で帯状に緑色で、満載状態における喫水線上の船体の外面（甲板を除く。）を白色で塗装しなければならない。
九　船長は、水産庁長官が別に定める要領により、毎日の位置等を水産庁の漁業取締船の漁業監督官に無線電信又は無線電話をもって報告しなければならない。
十　船長は、水産庁長官が別に定める陸揚げ漁獲量報告書を、入港ごとに、陸揚地の荷受機関及び当該陸揚地を管轄する道県知事を経由して、水産庁長官に報告しなければならない。
十一　漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う上で必要があると認めてする指示に従わなければならない。
十二　公海上又はロシア二百海里水域内で、さけ・ます漁業に関する国際協定等の締約国の正当な権限を有する公務員又はロシア連邦の正当な権限を有する公務員（以下「公務員」という。）から臨検の目的で乗船を求められた場合には、これを拒んではならない。
十三　公務員から拿捕された場合において、陸揚港において漁業監督官又は海上保安官（以下「漁業監督官等」という。）の下に出頭するよう指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
十四　前号の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
イ　漁具に付された封印を除去しないこと。
ロ　陸揚港において漁業監督官等の下に出頭するまで、操業しないこと。
ハ　漁業監督官等の下に出頭したときは、速やかに、拿捕の際に作成された検査調書を当該漁業監督官等に提出すること。
十五　船長は、公務員が安全に乗下船できるように、適当な方法を講じなければならない。
十六　ロシア連邦の発給する許可証（以下「ロシア連邦の許可証」という。）により操業の対象として認められているさけ・ます類以外の水産動植物を採捕してはならない。これらの水産動植物を偶然に漁獲した場合には、速やかにこれを海中に戻さなければならない。
十七　ロシア連邦により使用を認められていない漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。
十八　前二号に定めるもののほか、ロシア連邦の許可証に記載された漁獲割当量、漁具、操業期間等に係る操業条件及び外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

○農林水産省告示第二千三百七十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十三年十二月十五日
　　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　北海道函館市瀬田来町八六一（国有林）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十三年十二月十五日
　　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　北海道天塩郡遠別町字北里八〇四から八〇六まで（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二五一の一地先・二四六の三・二四八・二五一の一・二五六の四・二六四の一（以上一筆地先五筆について次の図に示す部分に限る。）、二四七
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
　平成二十三年十二月十五日
　　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
　平成二十三年十二月十五日
　　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市四拾貫町字松ケ谷一〇三九・一〇四四・一〇六一・一〇七六の二・一〇八四・一〇八六から一〇八六まで・一一〇二（以上九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一〇四〇から一〇四三まで・一〇五五・一〇五六・一〇六二から一〇六四まで・一〇七六の三・一〇七九から一〇八三まで・一一五三・一一五五の九・一一五九の四から一一五九の七まで・一一六三・一一六四の一・一一六五・一一六六・一一六九から一一七一まで・一一七二の二・一一七三の二（以上三十筆国有林）、一〇四五・一〇五四・一〇六五・一〇七六の一・一〇七七・一〇七八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字風呂ノ谷一一七九の三（国有林）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字中字東山一六〇の二、字北山一八三の五、一八三の六
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）